



子どもの貧困を考える ネットワークニュース

2019年6月号

隔月発行

発行:子どもの貧困問題

大阪ネットワーク理事会

子どもの貧困対策法が改正 市町村へ対策計画の策定が努力義務に

改正子どもの貧困対策推進法が6月12日、参議院本会議で全会一致で可決され成立しました。子どもの貧困対策計画の策定を市町村の努力義務とすることが明記されたほか、▽教育の機会均等▽保護者の所得の増大・職業生活の安定・向上▽貧困指標に関する研究などが位置付けられました。

付帯決議では、▽計画の策定にあたり、子どもや保護者、有識者や支援団体の意見を尊重すること▽子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されること——が盛り込まれており、各市町村に対して子どもの実態を掴み、実効力ある対策計画の策定を求めていくことが必要です。

同法は、子どもの貧困が顕在化し社会問題となってきた動きを受け、2014年に施行されました。同年、大綱が制定されましたが、改善に向けた数値目標が設定されておらず、その実効力が疑問視されてきました。5年後との改定にあたる今回の改正は、数値目標の設定がひとつの争点となっていました。数値が景気によって左右されるなどの意見から見送られました。

今改定は子どもの貧困改善へ確かな一歩です。しかし、数値目標の設定は見送られた点、市町村による対策の濃淡を容認する点など課題は山積しています。ネットワークでは府内市町村の対策の実情を掴み、すべての市町村で実効性ある対策が行われるよう求めていきます。

ニュースに関する問い合わせ
niki@osaka-jichiroren.jp

改定のポイント

【目的理念】

- ・法の目的として「子どもの貧困解消」を明記
- ・「背景に様々な社会的要因があること」を踏まえた対策

【大綱】

- ・貧困指標に「ひとり親の貧困率」「生活保護世帯の大学等進学率」を追加
- ・市区町村の子どもの貧困対策計画の策定を努力義務とする

【施策】

- ・教育支援において、「機会の均等」をはかる
- ・「保護者の所得の増大・職業生活の安定・向上」を位置付ける
- ・貧困指標の研究を実施

【付帯決議】

- ・都道府県、市町村の計画策定は子どもや保護者、有識者や支援団体の意見を尊重すること
- ・市町村に対する学術的、財政的支援の実施
- ・子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努めること

子ども貧困ネット活動紹介

子ども貧困ネットでは、①調査活動②子ども食堂③学習支援活動—の3つのワーキンググループを軸に子どもの貧困の実態を掴み、発信し、自治体との交渉、政策提言を行っていきます。

現在、府内で活動する諸団体への訪問などを実施しています。また、府内市町村の貧困対策の取り組み状況などについてアンケート調査を実施する予定です。